

## ◎新潟県告示第247号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第99条第1項の規定により、新発田土地改良区から申請のあった交換分合計画を相当と認めたので、令和6年3月11日から同年4月22日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年3月8日

新潟県新発田地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	縦覧の書類	縦覧の場所
新発田市 新発田土地改良区	野田川口地区	交換分合	交換分合計画書 の写し	新発田市 地域整備庁舎

### 1 異議の申出について

この処分について異議がある場合は、この交換分合計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

### 2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の異議の申出のほか、この処分があったことを知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の異議の申出をした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議の申出に対する決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その異議の申出に対する決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（異議の申出をした場合には(2)）の期間や異議の申出に対する決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。